

事務連絡  
平成25年2月4日

財務省関税局業務課長 殿

経済産業省製造産業局自動車課長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

### 中古自動車等の輸出時の注意事項について

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行から約8年が経過し、中古自動車の輸出に占めるコンテナ利用の比率が増加していること、無許可解体業者等により不適正に解体された自動車を中古部品と称して輸出する事例が確認されていることを踏まえ、下記について、関係職員等に対し周知していただきますようお願いいたします。

また、下記4.の事例を発見した場合には、通関手続を停止し、速やかに当該港を管轄する地方環境事務所に連絡いただくようお願いいたします。

なお、既出の「中古自動車等の輸出時の注意事項について」（平成17年6月30日付け本職事務連絡）は、廃止します。

### 記

1. 自動車の所有者は、所有する自動車在使用済自動車となった場合は、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならないこととなっており、いったん使用済自動車として引取業者に引き取られた車両は、必ず国内において法に則った処理（フロン類の回収、自動車の解体等）を行わなければならないこと（法第8条～第18条）。
2. 使用済自動車の処理に当たって、フロン類回収業者は、法第12条に基づきカーエアコンからフロン類の適切な回収を行わなければならないこと。  
また、使用済自動車の解体は、法第60条第1項の許可（解体業の許可）を受けた者でなければ、これを行うことはできないこと。  
解体業者が使用済自動車を解体する場合には、当該使用済自動車は引取業者（エアコンのない場合）又はフロン類回収業者（エアコンのある場合）から引き取る必要があり、また、使用済自動車を引き取った場合には、法第81条第7項に基づき、引き取った使用済自動車の情報を情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告（電子マニフェスト報告）しなければならないこと。また、解体業者は、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及

び室内照明用の蛍光灯を回収する義務を負っていること。

3. ここでいう「使用済自動車」及び「解体」は以下のとおり解釈するのが適当であること。

- ① 「使用済自動車」とは、法第2条第2項において、「自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したものをいう」と規定されており、使用済自動車から何らかの部品を取り外す行為（いわゆる部品取り）は、全て解体行為とみなす。
- ② 使用済自動車であるか否かは、一義的には自動車所有者が判断するものである。しかしながら、いわゆるハーフカット、ノーズカット、ルーフカット若しくはテールカット又はエンジン、車軸若しくはサスペンションの取り外し（以下「ハーフカット等」という。）を行う場合は、ハーフカット等を行う前の時点で既に使用済自動車となっており、これらの行為は解体行為に該当する。このため、ハーフカット等を行う者は、解体業の許可を有していることが必要であり、かつ、電子マニフェスト報告、エアバッグ類の回収等の所要の行為義務を果たす必要がある。
- ③ 例外として、カーナビ、カーステレオ、カーラジオ、車内定着式テレビ、ETC車載器、時計、サンバイザー、サイドバイザー、ブラインド（カーテン、カーテンレースを含む。）、泥除け、消火器、運賃メーター、防犯灯、防犯警報装置、防犯ガラス（プラスチック製のものを含む。）、タコグラフ（運行記録計）、自重計、運賃料金箱（両替機を含む。）を取り外す行為については、使用済自動車の解体を行っているとは解釈しない。
- ④ また、中古車輸出時にコンテナに積み込む際の部品の取り外しについて、幅・高さ・長さの制限から、その取り外しを余儀なくされる場合にあつては、自動車の基本性能を損なわず、解体に関する専門的知識・技術・経験を要しない範囲で部品を取り外し、取り外した部品を一体のものとして同一のコンテナに積んで輸出する場合については、解体行為とはみなさない。ミラー、タイヤ、バンパー、リアハッチ・トランクリッド、ボンネットの取り外しについては、これに該当するものとして扱って差し支えない。なお、これら以外の部品の取り外し事案について疑義が生じた場合には、以下の担当部署まで照会いただきたい。

4. ハーフカット等が行われた自動車から、フロン類又はエアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液若しくは室内照明用の蛍光灯が回収されていない場合は、法違反のおそれが高く、法に違反するときは廃棄物に該当すること（使用済自動車、解体自動車（法に基づき適正に解体され、解体自動車の全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、個別状況等を勘案するまでもなく、法第121条に基づき、廃棄物とみなすこととされている。一方で、解体業者が回収すべき物品が回収され、適正に解体された解体自動車を輸出する場合にあつても、その物の性状、排出の状況等を総合的に勘案して廃棄物に該当するか否かを判断することとなる。）。

**【照会先】**

経済産業省製造産業局自動車課

**TEL：03-3501-1690**

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課

リサイクル推進室

**TEL：03-5501-3153**